

広域行政のあり方と今後の広域連合の方向性に係る検討について

1 趣 旨

国からの事務・権限の移譲が進んでいない中で、「道州制のあり方研究会」の成果も踏まえ、海外の事例等も参照しながら、連合域内に存在する広域的な課題の解決に向け、広域連合の役割や執行体制も含めた広域行政のあり方を検討し、もって、広域行政を担う責任主体としての広域連合の存在感・信頼感の更なる向上を図り、国からの事務・権限の受け皿たり得ること - 第3期広域計画 34 頁より -

2 検討課題

広域連合の設立の趣旨等に立ち返り、広域連合の組織体制及び運営方法並びに取組の成果や課題等を検証し、以下の(1)、(2)について検討を行う。

(1) 広域行政のあり方の検討

制度論からのアプローチ

広域的な行政体制(特別市など大都市制度含む)について、フランスを始めとした海外事例や、過去の国内の広域行政体制の議論も踏まえ、様々な類型について検証を行う。

ア 「道州制のあり方研究会」から示された類型

企画立案・総合調整型 基礎自治体補完型 府県連合型

イ 新たに考え得る広域行政体制の検討

広域連合型 道州型 国出先機関統合型 など

広域的政策課題研究からのアプローチ

インフラ整備や流域管理など、個別の政策課題毎に最適な広域行政体制を検討する。

(2) 今後の広域連合の方向性の検討

(1)の検討成果を踏まえ、新たな広域事務の実施について検討するとともに、必要な権限・機能の強化方策についてもあわせて検討することにより、広域連合の目指すべき方向性を明確にする。

新たな広域事務の検討

[検討候補例]

インフラ整備 流域管理 エネルギー政策 環流、移住促進事業
国際交流の促進 新産業創造 農林水産業の振興 など

広域連合の機能強化方策の検討

[想定される今後の検討例と特徴]

E U型

広域連合が施策毎にガイドラインを策定し、そのガイドラインに基づき構成府県市が事業を実施する。

国出先機関の権限等の受け入れ

圏域内に所在する国出先機関の事務・権限を広域連合が担う。

公選制の導入等

連合長、連合議会議員の公選制の導入と自主課税権の獲得。

(実施事務の充実や専門スタッフの確保などの課題の検討が必要。)

3 スケジュール

H29 年度末 中間報告(広域行政のあり方の検討結果)

H30 年度末 最終報告 検討結果を第4期広域計画に反映